

静岡県社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に基づき設置された静岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、静岡県社会福祉審議会条例（平成12年条例第10号）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(臨時委員の任期)

第2条の2 臨時委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第2条の3 審議会に委員長が指名する副委員長1人を置く。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に次の専門分科会を置く。

名 称	所 掌 事 項
障害者福祉専門分科会	心身障害（児）者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童及び母子家庭等の福祉に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項

2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

6 審議会は、児童福祉に関する事項のうち、里親及び保護受託者の登録の認定に関して意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とする。

(審査部会)

第4条 審議会は、次の各号について諮問を受け又は意見を求められたときは、審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

- (1) 身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたとき
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関し意見を求められたとき
- (3) 更生医療を担当する医療機関の指定又は取消に関し意見を求められたとき

2 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員の互選によって定める。
部会長は会務を掌理する。

3 審査部会長に事故あるときは、審査部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(児童処遇特別部会、児童虐待検証部会及び子ども・子育て支援部会)

第5条 審議会の児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置に係る諮問に答えるとともに、同法第33条の15第2項に規定する報告に対する意見を述べるため、児童処遇特別部会（以下「特別部会」という。）を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する重大な虐待事例に関する検証を行うため、児童虐待検証部会（以下「検証部会」という。）を、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事務を処理するため、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に規定する意見、並びに児童福祉法第35条第6項、第46条第4項（保育所に係るものに限る。）及び第59条第5項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるため、子ども・子育て支援部会（以下「支援部会」という。）を設けるものとする。

2 特別部会、検証部会及び支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員 児童福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する者、又は障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会に属する委員のうちから児童福祉専門分科会長の依頼に基づき委員長が指名する者
- (2) 臨時委員 法律、医療等の専門家及び学識経験のある者の中から知事が任命する者

3 審議会は、児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関して意見を求められたときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。

4 審議会は、児童福祉法第33条の15第3項に規定する意見を述べるときは、特別部会の意見をもって審議会の意見とする。

5 審議会は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事務を処理するときは、支援部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 6 審議会は、認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 7 審議会は、児童福祉法第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項（保育所に係るものに限る。）及び第 59 条第 5 項（認可外保育施設に係るものに限る。）に規定する意見を述べるときは、支援部会の意見をもって審議会の意見とする。
- 8 特別部会、検証部会及び支援部会に部会長を置き、各部会に属する委員の互選によって定める。部会長は会務を掌理する。
- 9 特別部会長、検証部会長及び支援部会長に事故あるときは、特別部会長、検証部会長及び支援部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第 6 条** 専門分科会、審査部会、特別部会、検証部会及び支援部会は、分科会長又は部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。
- 2 専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、分科会長が専門分科会に諮って定める。
 - 3 審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。
 - 4 特別部会、検証部会及び支援部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が特別部会、検証部会及び支援部会に諮って定める。

（幹事及び書記）

- 第 7 条** 審議会に幹事及び書記若干名を置き、関係行政機関の職員のうちから委員長が任命する。
- 2 幹事は審議会の所掌事務について、委員長及び委員を補佐する。
 - 3 書記は委員長の指揮を受けて庶務に従事する。

（雑則）

- 第 8 条** この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 40 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 令第 1 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 回の審議会の招集は、健康福祉部長が行う。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。ただし、第 2 項に掲げる規定は、当該項に定める日から施行する。
- 2 この要綱の第 5 条第 1 項、第 6 項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。
- 3 この要綱による改正後の第 5 条第 1 項、第 6 項の施行の日前においても、この要綱による改正後の第 5 条第 1 項、第 6 項の規定の例により意見を述べることができる。
- 4 この要綱の施行の際に静岡県社会福祉審議会の臨時委員で任期の定めのない者の任期は、この要綱の施行の日から起算する。

附 則

- 1 この改正は、静岡県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成 26 年静岡県条例第 73 号）の施行の日から施行する。
- 2 ただし、前項に規定する日前においても、改正後の第 5 条第 1 項及び第 7 項の規定の例により意見を述べることができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。